

「蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク」指定管理者公募に関する質問 の回答

質問 1

○該当項目

募集要項 6 (3) ①選定基準ごとの審査項目及び配点

○質問内容

「(別表) 県の施策への協力で評価する各種施策」の①～⑪の実施項目について、対象期間の定めはありますか？(競争入札参加資格審査申請のように、基準日から過去2年など)

また、これらに該当するものがある場合は、それを証明する資料の添付も必要でしょうか？

○回答

対象期間は、次期指定管理期間(令和5年4月1日～令和10年3月31日)となります。事業計画書(様式3)において、確実に実施できる施策を具体的に記載してください。なお、既に実施中の場合は、証明する資料を求めることがあります。

質問 2

○該当項目

管理運営業務仕様書 1.2 (3) 利用料金の額の設定

○質問内容

はらっぱ館にエアコンが増設される予定があるため、それを見込んで電気料金を積算しております。

これについて、今後も原油や電気料金が高止まりし、想定以上に電気料金が上振れした場合は、冷暖房の使用料を設定することは可能でしょうか？

○回答

はらっぱ館は有料公園施設(山形県都市公園条例第3条)となっていないことから、冷暖房などの付属施設の利用料金を設定することはできません。たとえば、冷房の使用であれば、現在実施していただいておりますグリーンカーテンや大型扇風機設置等の暑さ対策を引き続き行い、利用者の健康上の安全を確保する観点から、指定管理料の範囲で適切な使用を検討お願いいたします。

質問3

○該当項目

管理運営業務仕様書 I.14 (1) 文書等公開の実施

○質問内容

指定管理者が行う県の公の施設の管理に関して作成し、又は取得した文書等について、文書等の公開に関する手続を定めて、公開を実施することと記載されています。この「作成し、又は取得した文書等」はどのような文書を想定されているのでしょうか？

○回答

施設の管理に関して作成した文書、図面、写真、その他情報が記録された記憶媒体であって、組織的に用いるものとして指定管理者が保有しているものを示し、たとえば、利用許可関係書類や委託契約関係書類、管理状況関係書類などを想定しています。

質問4

○該当項目

管理運営業務仕様書 I.14 (3) 公の施設の管理運営に関して提供又は公表が必要な情報の公開

○質問内容

当該公の施設の管理に関して指定管理者が行う各業務の責任者又は担当者の情報（中略）については、必要に応じて、適宜の方法により、積極的に提供又は公表を行うものとする。と記載されています。この「各業務の責任者又は担当者の情報」はどのような情報を想定されているのでしょうか？

○回答4

当該施設の組織体制において定める責任者、担当で業務内容が分かる情報、事故発生時やイベント時の連絡先などを想定しています。

質問5

○該当項目

様式2-1 法人等の概要

○質問内容

この欄は「当期総収益」－「当期総費用」＝「当期損益」、「前期累積損益」＋「当期損益」＝「累積損益」となるのでしょうか？ その場合、当期の剰余金の配当は上記の計算に合うよう「当期総費用」に含めるのでしょうか？それとも、必ずしも「前期累積損益」＋「当期損益」＝「累積損益」とならなくても良いのでしょうか？

○回答5

財務諸表を転記するものと考えております。